

久留米市事業継続緊急支援金交付申請書

(2021年新規開業特例用)

令和3年 月 日

久留米市長 あて

申請者 事業者住所（法人は本店所在地、個人は住民票上の住所）

〒 ー
都・道
府・県

事業者名

フリガナ
代表者氏名

代表者生年月日 T/S/H 年 月 日生

電話番号

久留米市事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付をされるよう、別紙「宣誓・同意書」の事項を誓約のうえ、関係書類を添えて申請します。

1 事業形態 個人事業者 法人

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

資本金額

円

開業日 2021年 月 日

※この特例は、2021年1月1日から3月1日までに法人設立または開業した事業者に限る。

2 事業所（店舗）情報

事業所（店舗）名称	
事業所（店舗）住所	久留米市
事業所の業種	※裏面【別表】を参考に記入してください
事業内容 （該当にチェック☑）	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 飲食店以外（具体的に） ↳（飲食店の場合）通常の営業時間： 時 分 ~ 時 分

3 売上高および申請額

① 事業計画上の2021年の売上高 A	1月	円
	2月	円
	3月	円
② 2021年の売上高実績 B	1月	円
	2月	円
	3月	円 <input type="checkbox"/> 見込額 <input type="checkbox"/> 確定額（該当にチェック☑）
③ 比較対象月	<input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月（該当月にチェック☑） ※Bの3月が見込額の場合は1月か2月を選択	
④ 月の売上減少率 $(A - B) \div A \times 100$ ※A, Bは③で選択した月の額を使用	(50% >) % (≥ 30%)	※小数点以下切り捨て
⑤ 交付申請額 Aのうち③で選択した月の額×3 - Bのうち③で選択した月の額×3	円 (法人: 上限 30 万円、個人: 上限 15 万円)	

4 振込先（「金融機関」か「ゆうちょ銀行」のどちらかを記入ください）

<input type="checkbox"/> 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
銀行 信金 信組 農協		普通 ・ 当座		
銀行コード	支店コード			

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右詰めにてご記入ください)	(フリガナ) 口座名義
貯金通帳の表紙裏又は、キャッシュカードの記号・番号をご記入ください	1 0		

5 添付書類

以下の書類を本申請書と併せて提出してください。

	申請に必要な書類	法人	個人
①	久留米市事業継続緊急支援金に係る取引先情報一覧（第2号様式） 宣誓・同意書（第3号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	開業時に作成した事業計画書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	2021年1月～3月の月毎の売上が確認できる書類の写し（売上台帳等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	市内で事業所・店舗等を運営していることを確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	振込口座に関する事項が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	開業日が確認できる書類の写し (履歴事項全部証明書、開業届出書、事業開始等申告書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	代表者の本人確認書類の写し【個人事業者のみ】		<input type="checkbox"/>
⑧	役員名簿（第4号様式）【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	
【飲食店、喫茶店の方のみ】			
⑨	県の時短営業要請前の営業時間が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※審査の状況に応じて、上記以外の追加資料の提出をお願いすることがあります。

【別表】業種一覧

業種	事業者の例
生活関連サービス業、娯楽業	運転代行業、旅行代理店、理美容店、クリーニング店、結婚式場、 マッサージ店、エステサロン、カラオケ店、スポーツジム等
飲食業、宿泊サービス業	時短営業要請の対象ではない飲食店、宿泊事業者等
卸売業、小売業	器具・備品販売事業者、問屋、雑貨店、アパレルショップ等
製造業	食品加工・製造事業者、器具・備品製造事業者等
サービス業（他に分類されないもの）	清掃事業者、廃棄物処理業者等
運輸業、郵便業	タクシー・バス事業者、貨物運送事業者等
医療、福祉	整骨院、整体院等
教育、学習支援業	学習塾等
金融業、保険業	保険代理店等
不動産業、物品賃貸業	レンタカー会社等
情報通信業	ソフトウェア事業者等
学術研究、専門・技術サービス業	広告制作事業者等
建設業	設備工事業者等
農業、林業、漁業	農業者、漁業者等
複合サービス業	農業協同組合等